

令和5年5月2日

保護者 様

佐賀県立武雄高等学校
校長 下村 昌弘

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行後の学校における教育活動の
留意点について

佐賀県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行後の学校における教育活動の留意点に関する通知が来ています。これを受け、本校では以下のように対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 保健管理等に関すること

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにします。
- ・児童生徒の感染が判明した場合の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。また、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じます。
- ・児童生徒等（及び保護者等）が感染への不安から欠席を申し出た場合、例えば、感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であったり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者などの事情があったりして、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止等として扱います。
- ・従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請の必要はないこと等を踏まえ、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはいたしません。

【裏面へ】

- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- ・児童生徒等の健康観察を十分行うとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- ・教室等は気候上可能な限り、廊下側と窓側を対角に開け、常時換気に努めます。常時換気が難しい場合は、こまめに数分間程度、窓を全開にします。空調使用時においても換気は必要であることを留意します。また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等で、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保します。なお、換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転をします。
- ・身体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心掛けるよう指導します。
- ・一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底します。それに加えて、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行う必要はないこととします。
- ・生徒や顧問、外部指導者等の体調管理を徹底し、発熱等の症状が見られる場合は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養することとします。また、保護者等と連絡を取り合い、生徒の健康状態の把握に努めます。活動前後の手洗いなど、基本的な感染症対策を講じます。体育館や武道場等の屋内で実施する場合は、こまめな換気に努めます。
- ・黙食の必要はありません。また、食事の時間においても、児童生徒等の健康観察を十分に行うとともに、手洗い、咳エチケットや部屋の換気等の基本的な感染症対策を徹底します。

2 その他

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等を抱えている場合には、早めに担任やスクールカウンセラーに相談するか、佐賀県教育委員会が設置する「心のテレホン相談（0952-30-4989）」、「24時間子供SOSダイヤル(0120-078-310)」等を利用してください。
- ・新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持ち、感染者、濃厚接触者やその家族等に対する偏見や差別が生じることがないように、また、SNS上に、デマや事実確認ができていない内容及び関係者を誹謗・中傷するような書き込みを絶対にしないようご家庭でもご指導ください。

※今後、感染の拡大等により佐賀県教育委員会から新たな指示があった場合には、指示に従って対応することとなりますので、ご了解をお願いします。